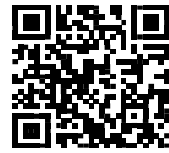


国・熊本県・荒尾市 給付金のご紹介 (令和2年5月25日(月) 10:00時点)

※国の「持続化給付金」に関するご不明な点は、荒尾商工会議所までお気軽にお問い合わせください。(代表：0968-62-1211)

給付金名称	給付元	給付金額	対象条件	申請方法	申請期間	必要書類	給付金事業内容詳細	申込に関するお問い合わせ先
持続化給付金	国	法人に 最大200万円 個人事業者に 最大100万円	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が 前年同月比で50%以上減少している 事業者などの条件があります。	電子申請のみ ※郵送等での対応は行っておりません ※電子申請が難しい方への対応として、各地域に申請サポート窓口を設置予定(5月末頃に公表)(荒尾商工会議所も対象)	令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)まで ※電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時まで	 こちらのQRコードを読み取るか「 持続化給付金 必要書類 」と検索してください	 こちらのQRコードを読み取るか「 持続化給付金 申請 」と検索してください	・持続化給付金事業コールセンター ・ 0120-115-570 (IP電話専用回線：03-6831-0613) ・受付時間：8:30～19:00 5月、6月は毎日、7月以降は日曜～金曜まで
熊本県休業要請協力金	熊本県	1事業者あたり 一律10万円	休業要請期間中(令和2年4月22日～5月6日)に熊本県からの休業要請・依頼に全面的に協力した事業者 ※休業要請期間中の全期間、休業を行うことが原則	郵送のみ ※持参による申請は、原則として受付しません ※令和2年6月30日(火) 消印有効 ・郵送先 〒862-8570 熊本県商工政策課 休業要請協力金係 ※住所は記載不要	令和2年5月7日(木)～令和2年6月30日(火)まで(予定)	・「 熊本県休業要請協力金について 」のホームページでダウンロード ・各市町村の所定の窓口にて配布 など		・熊本県 休業要請や支援策についての相談窓口 ・ 096-333-2828 ・受付時間：9:00～19:00(平日・休日)
熊本県事業継続支援金	熊本県	法人に 最大20万円 個人事業者に 最大10万円	国の「持続化給付金」の対象とならない事業者のうち、ひと月の売上が 前年同月比で30%以上50%未満減少している 事業者などの条件があります。	郵送のみ ※持参による申請は、原則として受付しません ・郵送先 〒862-8570 熊本県商工政策課 事業継続支援金係 ※住所は記載不要	令和2年5月26日(火)から令和3年1月15日(金)まで<予定>	・「 熊本県事業継続支援金について 」のホームページでダウンロード ・各市町村の所定の窓口にて配布 ※6月1日以降	こちらのQRコードを読み取るか「 熊本県コロナ対策支援金 」と検索してください。	・熊本県 事業継続支援金専用相談窓口 ・ 096-333-2828 ・受付時間：9:00～19:00(平日・休日)
荒尾がんばる事業者応援給付金	荒尾市	法人に 一律20万円 個人事業者に 一律10万円	国の「持続化給付金」の対象とならない事業者のうち、ひと月の売上が 前年同月比で20%以上50%未満減少している 事業者などの条件があります。 ※ 荒尾市給付金の場合、市内・市外にまたがって複数の店舗経営されている方は、「本店」が「支店」があれば申請可能です	郵送のみ ※持参による申請は、原則として受付しません ※令和3年2月26日(金) 必着 ・郵送先 〒864-8686 荒尾市役所 産業振興課「荒尾がんばる事業者応援給付金」事務局 ※住所は記載不要	令和2年5月12日(火)～令和3年2月26日(金)まで必着	・荒尾市のホームページでダウンロード など ※ 荒尾商工会議所にも書類一式ごさいます	 こちらのQRコードを読み取るか「 荒尾がんばる事業者応援給付金 」と検索してください	・荒尾市 産業振興課 ・ 0968-63-1432 ・受付時間：8:30～17:15 (月曜から金曜、土日祝日は除く)

※持続化給付金・事業継続支援金・荒尾がんばる事業者応援給付金について

法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②左記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者が対象になります。